

～困ったときはすぐ相談～ 「若者トラブル188番」を実施します！

若者の悪質商法被害の未然防止・早期発見を図るため、関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で行う若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを令和3年1月から3月まで行います。その一環として、はたちのつどい（成人式）の開催日である1月11日から3日間「若者トラブル188番」を実施します。

令和2年度版ポスター



◆若者トラブル188番(電話相談)



消費生活相談員が、契約トラブルや悪質商法等に関する相談に対して、助言やあっせん等を行っています。

期間：令和3年1月11日（月・祝）～13日（水）

受付：午前9時～午後4時

※11日の正午～午後1時を除く。

電話番号：局番なし188（いやや）

※データを使用する際には、事前にお問い合わせください。

◆こんなトラブルにご注意！

●インターネット通販

「初回だけ〇〇円」「お試し価格」などの広告に注意して、契約内容や返品・解約の条件をしっかりと確認しましょう。

●マルチ商法

「必ず儲かる」「人を紹介すれば収入が得られる」などと友人や知人から勧誘されても、きっぱりと断りましょう。

●架空請求

「支払わないと法的手続きに入ります」という身に覚えのない請求の通知が来ても、相手へ連絡をしたり慌てて支払いをしないようにしましょう。

「お試し」として
1回だけ商品を購入したつもりが、
4回以上の定期購入だった。



「必ず儲かる」と
暗号資産(仮想通貨)の購入を勧められ
契約したが、儲からない。



利用した覚えのない
サイトから請求がきたが、
どうしたらいいか。



◆キャンペーンにおける本市の取り組み

- ・市内中学校、高等学校、大学・専門学校に共同ポスター・リーフレットを掲示
- ・大学・専門学校が運営するお知らせメール機能を利用して注意喚起情報を配信
- ・はたちのつどい（成人式）会場に若者向け啓発冊子を配架

お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話042-776-2591
担当：田中